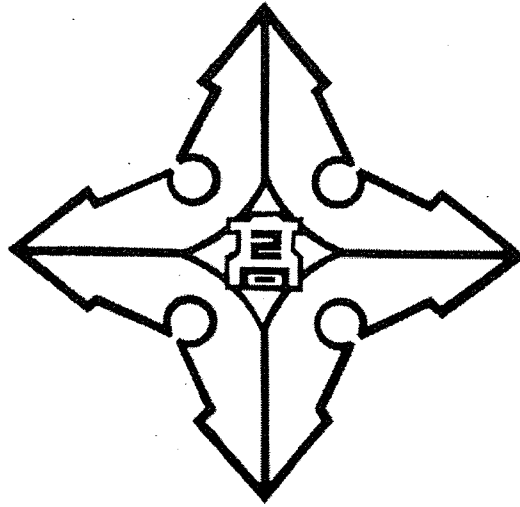


令和8年度

高校生活の手引



新潟県立村松高等学校

〒 959-1704 新潟県五泉市村松甲 5545 番地
TEL:0250-58-6003 FAX:0250-58-1142

年 組 番 名前

目 次

生徒の皆さんへ	1
---------	---

【学校生活について】

I 学習について 保護者	2
II 「生徒心得」について 保護者	6
III 生徒会活動について	8
IV 図書館の利用について	9
マイスクールライフサポートブックについて(ご案内)	9
V 進路について	10
VI 学校保健について 保護者	12

【村松高校について】

1 スクールミッション及びスクールポリシー	13
2 学校沿革	14
3 学則(抄)	16
4 生徒心得	20
5 臥龍会会則	23
6 臥龍会組織図	27
校歌・応援歌	27
7 校舎平面図	28

※**保護者**のページには「保護者の方へお願い」が併記されています。

生徒は、必ず保護者にも読んでもらうようにしてください。

生徒の皆さんへ

新入生の皆さん、入学おめでとうございます。

2・3年生の皆さん、進級おめでとうございます。

皆さんが、村松高校で勉強や諸活動に取り組み、様々な経験をとおして、成長してくれることを願っています。

そのために、次の1～5のことを実践しましょう。

1 あいさつをする

授業の始まりや終わりに気持ちよくあいさつをしましょう。気持ちのよいあいさつをすることで、充実した毎日を送ることができるようになります。また、自分の夢を叶えるための大切な場面での、自然な振る舞いにもつながっていきます。

2 夢や希望をもち、目標を立てる

将来の夢や希望をもち、目標を立てましょう。夢や希望、目標をもつと、その実現に向けて、自分を成長させるためにはどんな準備や取り組みが必要か、どんな科目を勉強するとよいか、どんな資格を取るべきかなどを考えるようになり、より広くより深く世の中を見つめて行動することにつながっていきます。

3 規則正しい生活習慣を身に付ける

よく考え、よく行動するためには、体調を整えることが必要です。毎日の学校生活を送るため、起床、朝食、身支度等のリズムをつくり、慣れていきましょう。よい準備はよい取組につながり、自分を成長させることにつながっていきます。

4 自分自身、他者を大切にする

あなたは、かけがえのない存在です。同時に、あなたの周りにはいる他者もかけがえのない存在です。一人一人、個性を持った存在です。互いを尊重して適切な関わり方をすることは、それぞれの個性を伸ばすことにつながっていきます。

5 新しいことにチャレンジする

互いに成長し、刺激し合いながら、新しいことにチャレンジしていきましょう。新たな取組に失敗はつきものです。高校時代のうちに、失敗しても工夫して再びチャレンジする意識をもつことは、次のステージでの飛躍につながっていきます。

さあ、準備はできましたか？

困ったことがあったら、私たち教職員に相談してください。応援しています！

【学校生活について】

I 学習について

高校1年生の主な行事(予定)

4月	入学式 新入生歓迎会
5月	校外学習 中間考査
6月	文化講演会 期末考査
7月	職場見学
8月	夏休み 成績不振者補習
10月	中間考査 スポーツ交流会
11月	上級学校説明会 期末考査
12月	冬休み 成績不振者補習
2月	学年末考査 分野別進路ガイダンス
3月	特別時程 春休み 追認補習

1日の時間割

平常授業(50分授業)

SHR	8:40~ 8:50
1限	8:50~ 9:40
2限	9:50~10:40
3限	10:50~11:40
4限	11:50~12:40
昼休み	12:40~13:20 (予鈴)
5限	13:25~14:15
6限	14:25~15:15

1 学校での活動時間

(1) 8時40分までに登校

- ・8時40分から教室で SHR(ショートホームルーム)が始まります。それまでに教室に入り、着席しててください。
- ・時間に余裕を持って登校するよう心がけてください。

(2) 授業時間

- ・本校では50分授業を行っています。授業に遅刻・早退等をしないように、日々の体調管理を万全にするよう心がけてください。
- ・授業を20分以上欠いた場合は、その授業は欠課(欠席)となります。
- ・体調不良等により保健室で休養をした場合、その授業は欠課(欠席)となります。

(3) 下校

- ・原則として、授業が終わったら部活動等の活動以外は速やかに帰宅してください。
- ・遅くとも17時までには下校するようにしてください。
- ・交通マナーを守り、事故に遭わないよう十分気をつけてください。

2 欠席・遅刻・早退等の連絡について

次の(1)～(4)の事情により欠席・遅刻・早退をする場合には、必ず保護者から「Home Services」または電話で学校へ届け出てもらってください。

(1) 病気・その他やむを得ない事情

(2) 感染症罹患

インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症については、再登校の際に「療養解除届」(保護者が記載)、その他の感染症については、「登校許可証明書」(医師が記載)を担当に提出してください(用紙は本校の学校ホームページからダウンロードできます)。出席停止扱いとします。

(3) 忌引き

忌引日数は、

㊦父母7日、㊧祖父母3日、㊨兄弟姉妹3日、㊩伯叔父母1日、㊪曾祖父母1日 です。

※㊦～㊪は、土日、祝日を含みます。

(4) その他

・気象等により公共の交通機関が運休等の際の対応

【登校の可否】

公共の交通機関を利用して通学している場合、暴風や大雪等の気象等によりJRやバス等が運休となった際は、無理をして登校しないようにしてください。状況を確認して、公欠扱いとします。登校できる場合は安全に配慮して登校してください。

※基本的に、授業は通常通り行います。自己都合による場合には欠席となります。保護者とよく相談して判断してください。

【学校からの連絡や授業の指示】

メールメイト(一斉メール)やGoogle Classroomのストリームで連絡をしますので、必ず確認してください。

《保護者の方へお願い》

※正確な情報の把握及び職員の勤務時間外の負担軽減のため、欠席・遅刻・早退等の連絡は、できるだけ「Home Services」を利用し、8:25までにご連絡ください。

※電話(0250-58-6003)で連絡をする場合には、8:00～8:25までにお願いします。

8:30～8:40は職員打合せのため、取り次ぎや対応はできません。

※やむを得ず、上記の時間に間に合わなかった場合でも学校へご連絡ください。

※なお、本校への電話連絡については、記録のため録音させていただく場合がありますので、ご了承ください。

3 学習評価について

学習指導要領に示す目標に照らして設定した観点ごとに学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と、総括的に捉える「評定」とで行います。

【観点別学習状況の評価】

「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に取り組む態度」の3つの観点ごとに評価をします。評価の基準は次のように定められています。

「十分満足できる」状況と判断されるもの	A
「おおむね満足できる」状況と判断されるもの	B
「努力を要する」状況と判断されるもの	C

【評定】

観点別学習状況の評価を総括し、点数(「評点」といいます)にします。それを5段階に分けたものを「評定」と言います。本校では、評定の基準は次のように定めています。

評点	100～80	79～65	64～50	49～40	39以下
評定	5	4	3	2	1

4 単位・進級・卒業の認定について

(1) 単位の修得(認定)・・・各教科・科目ごとに次のア、イの要件をともに満たす必要があります。

ア) 出席時数が、授業時数(1単位 35時間)の3分の2以上であること。

イ) 学年末の評点が、40点以上であること。

(2) 進級の認定

・各学年所定の教科・科目、「総合的な探究の時間」等の授業に出席し、全単位を修得したものが進級を認定されます。

・学年末において、評定1の科目が4科目以上の場合には原級留置とし、3科目以内の場合には追認考査を行います。

・1科目でも単位が認定されなかった場合は原級留置となります。

(3) 卒業認定

本校所定の全単位を修得し、最終学年を修了したものが卒業を認定されます。

5 奨学金について

様々な奨学金の募集案内があります。随時案内しますので、希望する場合には速やかに申し出てください。

6 教育課程表(令和8年度入学生)

教科	科目	標準	1 学年	2 学年		3 学年	
		単位		必修	選択	必修	選択
国語	現代の国語	2	2				
	言語文化	2	3				
	論理国語	4		4			
	文学国語	4				4	
	国語表現基礎				2		
	古典探究						3
地理 歴史	地理総合	2		3			
	歴史総合	2				3	
公民	公共	2	2				
	政治・経済	2				2	
数学	数学Ⅰ	3	4				
	数学Ⅱ	4		3		2	
	数学A	2			2		
	数学セミナー						2
理科	科学と人間生活	2	3				
	化学基礎	2		4			
	生物基礎	2				4	
保体	体育	7~8	3	3		2	
	保健	2	1	1			
	スポーツ総合						3
芸術	音楽Ⅰ	2	2				2
	音楽Ⅱ	2		2			
	音楽Ⅲ	2				2	
	美術Ⅰ	2	2				2
	美術Ⅱ	2		2			
	美術Ⅲ	2				2	
	書道Ⅰ	2	2				2
	書道Ⅱ	2		2			
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	4				
	英語コミュニケーションⅡ	4		4			
	英語コミュニケーションⅢ	4				4	
	論理・表現Ⅰ	2			2		
	英語総合						3
家庭	家庭総合	4	2	2			
	フードデザイン						3
情報	情報Ⅰ	2	2				
総合的な探究の時間			1	1		1	
ホームルーム活動			1	1		1	
単位数合計			30	28	2	25	5
				30		30	

II 「生徒心得」について

高校生の生活の基本は学習にあります。学習には日常生活の在り方が、決定的なほど大きく反映します。本校では、生徒の基本的な生活習慣の確立が重点的な目標の一つであり、次の3点を指導方針として生徒指導に当たっています。

- (1) 生徒の自覚・自律・協力性を養い、非行の防止に努める。
- (2) 全職員が一丸となって指導に当たる。
- (3) 保護者、中学校、地域との連携・協力を強める。

学校生活のため、必ず守る必要のある内容は、p.20～p.22の「生徒心得」に記されています。生徒の皆さんは、よく読み、必ず守ること。

《保護者の方へお願い》

生徒心得のうち、ご家庭の果たす役割が大きいと考えられる分野についての説明と、目につく違反傾向を以下に記載しますので、ご留意ください。違反者には厳しく個別指導を行いますので、ご協力をお願いいたします。

1 服装・容姿（「生徒心得」3）

(1) 制服……制服は、生徒指導部保管の仕様書の通りとします。

【男子】ブレザー、スラックス、ワイシャツ、ネクタイ、(学校指定のベスト)

【女子】ブレザー、スカート(またはスラックス)、ブラウス、リボン、(学校指定のベスト)

ただし、原則として、5月～9月は夏季略装とし、次のようになります。

【男子】ワイシャツ、スラックス、(学校指定のベスト)

【女子】ブラウス、スカート(またはスラックス)、(学校指定のベスト)

なお、移行期間は生徒指導部で検討し、指示をします。それに従ってください。

※ 制服を切り詰めたり、変型したりした場合には、再度購入していただきます。

(2) 頭髪……頭髪は清潔にして高校生らしく整えること。パーマ・染色・脱色等は禁止です。

(3) 化粧・装身……一切禁じています。口紅、マニキュア、指輪、ピアス、ネックレスなどは違反行為として指導します。

2 風紀（「生徒心得」4）

ア 飲酒・喫煙(ノンアルコール飲料、ニコチンを含まない電子タバコも含む)

(飲酒・喫煙の場への同席も含む)

イ いじめ・いやがらせ・暴力

(SNS・インターネットによるものも含む)

ウ 高校生として不適切な場所への出入り

厳禁です。

飲酒・喫煙の多くは、友人宅や家庭で行いがちです。

家庭での公認はやめてください。

※ いじめ・いやがらせは、重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを十分にご指導ください。

3 恋愛による交際について（「生徒心得」5）

恋愛による交際は、互いの人権を尊重するものでなければなりません。

4 運転免許の取得と交通マナーの遵守（「生徒心得」8）

高校生の交通違反・事故が多発しています。本校では、駐輪場所の指定、登録、街頭指導、技術指導などの他に、以下の規制をしていますので、ご協力ください。

- (1) 原付バイクでの通学は、原則、学校からの距離が4km以上20km未満の場合のみ、バイク実技講習等の受講後、所定の「許可願」提出後より許可になります。なお、許可を受けている場合でも、安全面から冬期間は禁じています。
- (2) 自動二輪車は、免許を取得することも、同乗することも禁じています（免許取得のための自動車学校通校も禁止）。
- (3) 普通自動車の免許取得のための自動車学校への通校、および免許の取得は許可制で、3年生の夏休みからとします。
- (4) 原付免許ならびに普通自動車免許については、学校を休んで取得することは認めません。
- (5) 普通自動車の免許取得後の自動車の運転については、事故のおそれがあることから、在学中は運転しないこと。
- (6) 電動キックボード等（道路交通法が定める「特定小型原動機付自転車」）による通学は禁止します。

5 休業中の注意（「生徒心得」9）

生徒の自覚・自律が基本ですが、長期休業の前に「休業中の心得」を配付しますので、ご家庭でのご指導をお願いいたします。

6 アルバイトについて（「生徒心得」4）

本校では、ご家庭の事情等で特に必要な場合は、「アルバイト届」を出していただき、条件付きで許可しています。

7 その他

- (1) 近年、ゲーム機・カード・漫画本などを持ってきて、遊んでいる生徒を見かけます。学業の妨げになりますので、学校には学習に不必要な物を持っていかないようにご指導ください。
- (2) スマートフォン・携帯電話等の使用のマナーについて、本校でも折に触れ注意しておりますが、ライン・インスタグラムやX（旧ツイッター）など、SNSでの「言葉の暴力」が社会問題になっていますので、ご家庭でも十分ご指導ください。
また、有害サイト等へアクセスして被害に遭っている高校生がいますので、フィルタリングをするなどして、被害に遭わないようご指導ください。
- (3) 近年、自家用車で生徒を送迎する保護者が増えています。本校前の道路幅が狭いこともあり、地域住民の通勤の妨げになっています。徒歩で通学する生徒も多いことから、接触事故等も懸念されます。こうしたことから、学校までの自家用車での送迎はご遠慮ください。

最後に、お困りのことがありましたら、何なりと学校へご相談ください。

Ⅲ 生徒会活動について

1 「臥龍会」の活動

本校の生徒会は「臥龍会」と呼び、昭和 27 年に設立されてから、クラブ活動などに先輩たちの多くの業績が残されています。

高校教育には、教科学習のほかに、集団生活の中で自律的・自主的な生活態度を養い、個性を伸ばし、将来の社会人としての大切な資質を育てるための「特別活動」の分野があります。その1つが生徒会活動です。本校の臥龍会もその趣旨によって設立され、全校生徒が加入して活動することになっています。おもな活動をあげると、次のようになります。

(1) 委員会活動

各ホームルームから選ばれた委員による次の委員会が、校内のさまざまな活動を行います。

図書委員会 保健・環境委員会 広報委員会 放送委員会 選挙管理委員会

(2) クラブ活動

各自の趣味に合わせて文化的・体育的なサークルを組織し、調査・研究・作成・トレーニングなどの活動をし、試合・コンテストなどに参加します。

(3) 行事

表現とレクリエーションの場である行事の企画・運営を、生徒会執行部を中心に行います。

(4) その他

執行部は会長以下の役員によって構成され、様々な生徒会活動をリードします。生徒総会や、ホームルームの代表による評議委員会では、生徒会活動について話し合います。

2 「臥龍会」の財務

「臥龍会」はさまざまな分野にまたがる大きな組織です。そのために会費を集め、予算を組んで執行し、クラブや委員会の活動や諸行事の運営などを支えています。

3 クラブ・同好会

充実した高校生活を送る上で、クラブ活動の果たす役割は大きいといえます。そのため、1年生は4月に原則として全員いずれかのクラブに登録することを強く推奨します。

下記は、今年度開設予定のクラブ・同好会です。クラブ活動は日常の生活に彩りを添えてくれ、一生の友人や新しい世界をきつと与えてくれます。慎重に選んで、積極的に参加し、根気よく続けてください。

令和 8 年度開設予定のクラブ

【文化部】 美術・イラスト部 華道部 茶道部 インターアクト部 カメラ同好会

【体育部】 陸上競技部 バドミントン・卓球同好会 バレーボール同好会
バスケットボール同好会

※若干の変更がある場合があります。

IV 図書館の利用について

1 本校図書館設置目的

学校図書館が学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、その健全な発達を計り、もって学校教育を充実させることを目的とする。

2 開館時刻

月・水・金の昼休み、及び放課後の16時40分までを原則とする。変更時は別途連絡する。休業日は原則として閉館とする。長期休業中の開館については、その都度連絡する。

3 入館心得

- ・教科書、ノート、筆記用具以外の物品を館内に持ち込んではいけない。
- ・館内では静粛を旨とし、他の人の読書、勉強の妨げとならないように注意すること。
- ・館内を不潔にしたり、勝手に机、椅子などを移動させたりしてはいけない。
- ・館内で飲食をしてはいけない。
- ・図書その他の物品は丁寧に扱い、使用後は必ずもとの場所に戻すこと。
- ・図書その他の物品を無断で館外に持ち出してはいけない。
- ・職員、カウンター当番の指示にはすべて従うこと。

4 貸出規定

- ・貸出しは、開館中に行う。
 - ・貸出しは、冊数制限なし。
 - ・貸出し期間は2週間以内とする。
- ただし、長期休業前または長期休業中の貸出し期間は、別途連絡する。
- ・他人と貸借してはいけない。
 - ・貸出しを受けたい時は、図書をカウンター当番に提出、その指示を受けること。

マイスクールライフサポートブックについて（ご案内）

「新潟県いじめ対策ポータル」では、児童生徒・保護者の方向け資料が多数掲載されています。その中の「マイスクールライフサポートブック」では、生徒の皆さんが、高校生活（友達、スマートフォン・携帯電話の使い方、学習と進路、心と体等）について悩んだ時や心配になった時などに参考になるトラブル事例やポイントなどが掲載されています。

必要に応じて活用してください。以下の URL または QR コードから見るすることができます。

<https://www.ijimetaisaku.pref.niigata.lg.jp/download/jidoseito.html>

村松高校のホームページの「公開資料」にリンクがあります。



V 進路について

1 高校生活の心構え

高校を卒業すると、皆さんは就職や進学という形で、自立していくこととなります。その前段階であるこの3年間は、社会人として必要なことを身につけるための準備期間です。3年間で、特に心がけてほしいのは次の4点です。

- (1) 学校を休まない。
→ 特に、欠席の少ない(3年間で10日未満が望ましい)ことが企業の採用条件の一つであることがある。
- (2) 規則・規律を守る。
→ 「他者」とともに気持ちよく安心して暮らせるよう、節度を守った態度や言動をとる。
- (3) 勉強する。
→ 社会で生きていくために欠かせない「基礎学力」を身につける。
※基礎学力・・・漢字の読み書き、計算力、文章表現力、コミュニケーション能力、暗記力。毎日・繰り返し学習する習慣。
- (4) さまざまな活動(部活動、生徒会・委員会活動、検定試験等)に取り組む。
→ 自分自身にとって財産になり、就職・進学試験で高く評価される。

2 進路を選ぶために

高校を卒業した後、どのような進路を歩んでいくのか。就職するのか進学するのか、さらには、その中でもどの会社・学校に入りたいのか、皆さんの一生を大きく左右する選択になります。進路決定とその実現のための対策を早めにしましょう。

- (1) 自分で自分の進む道を選ぶ。
→ 周囲の意見を聞き、最終的には自分自身で判断する。
- (2) 家庭で話し合う。
→ 進学にかかる費用はいくらなのか、就職先はどの地域にするのか等、1・2年生のできるだけ早い時期から時間をかけて話をしておく。
- (3) 自分の能力や適性を知る。
→ 学校で実施する「職業適性検査」「模擬試験」等の結果から。
- (4) 情報を集める。
→ 「進路の手引き」(後日、生徒に配付)、進路指導室にある過去の受験報告書・県内外の求人票等を参考にする。会社・学校のホームページをチェックする。
- (5) 会社見学(3年時)・オープンキャンパス(3年間いつでも可)に参加する。
→ 複数の会社・学校を比較し、慌てず焦らず、受験先を決定する。

学校では、さまざまな進路ガイダンスを行い、皆さんの進路意識を高め、適性や能力に応じて目標を早期に具体化できるように指導していきます。皆さんも自分自身の進路実現のために、上記の事柄の実践を心がけ、有意義な3年間で過ごすようにしてください。

令和7年度(令和8年3月)卒業生 進路結果

1 進学先一覧

【短期大学】2名

学校	学科	計
新潟青陵大学短期大学部	人間総合学科	1
新潟中央短期大学	幼児教育科	1
合計		2

【専門学校】14名

学校	学科	計
大原簿記公務員専門学校新潟校	法律行政学科	3
国際調理製菓専門学校	パティシエ学科	1
国際ペットワールド専門学校	動物飼育管理学科	1
新潟医療福祉カレッジ	介護福祉科	1
新潟コンピュータ専門学校	ゲームクリエイター科	2
にいがた製菓・調理専門学校えぶろん	調理技術科	1
新潟理容美容専門学校	美容科	1
日本こども福祉専門学校	こども保育学科	1
日本アニメ・マンガ専門学校	キャラクターデザイン科	1
専門学校新潟国際自動車大学校	2級自動車整備学科	1
	車体整備科	1
合計		14

【公共職業能力開発施設等】2名

学校	学科	計
新潟県立新潟テクノスクール	電気システム科	1
	総合実務科	1
合計		2

【無認可校】2名

学校	学科	計
会津准看護高等専修学校	准看護師課程	1
代々木アニメーション学院声優エンターテイナー学部	声優タレント科	1
合計		2

2 就職先一覧

【県内】16名

		企業名	計
新潟管内企業		秋葉建設興業(株)	1
		大野精工(株)	1
		(株)コメリ	1
		(株)サカイ引越センター新潟西支社	1
		(株)佐久間鉄筋工業	1
		(株)菜の花	1
県内企業		たいまつ食品(株)	2
		JR東日本新潟シティクリエイト(株)	1
		TOPPANエレクトロニクスプロダクツ(株)新潟工場	1
		ヴィームスタジアム(株)	1
		(株)栗山米菓	1
		クラフツ(株)新潟事業部	1
		(有)みやけ食品新潟営業所	1
		ユキグニファクトリー(株)	2
		合計	16

【県外】1名

		企業名	計
		アパホテル(株)	1
		合計	1

		進路別	計
進学		大学	0
		短期大学	2
		専門学校	14
		公共職業能力開発施設等	2
		無認可校	2
就職		県内	16
		県外	1
		公務員	0
		合計	37

VI 学校保健について

1 定期健康診断について

4月から6月に、学校保健安全法に基づき健康診断を実施します。自分自身の健康の保持増進のためにも、健康診断は必ず受けてください。

2 健康管理について

(1) 健康の自己管理ができる力を身につける

高校生活では自主的に判断し、正しく行動することが求められます。健康生活においても同様に健康の自己管理ができる力が大切です。

(2) 生活リズム(睡眠・朝食・運動)を整える

心身の不調が長引いたり、繰り返したりしている場合は、生活リズムが崩れていることが多いようです。特に睡眠不足や朝食抜きは、学習や運動に悪影響を及ぼしますので、この機会に生活習慣の見直しを行ってください。

(3) 教育相談やカウンセリングを活用する

本校では、問題を抱えて困っている生徒に対して、学校全体で支援を行っています。また、スクールカウンセラーによる相談日もありますので、ぜひ活用してください。

3 学校でのけがや病気の対応について

学校で発生したけがや病気については、学校で応急手当を行います。学校で行う手当はあくまでも応急手当の範囲で、継続的な治療は行いません。

《保護者の方へお願い》

- 1 健康診断後、何らかの異常や精密検査の必要があった場合は、生徒を通じて結果をお知らせしますので、速やかな対応をお願いします。
- 2 高校生の時期は思春期という不安定な時期にあるため、心身の不調をきたしやすい時期といえます。保健室では生徒の心身の状態を受け入れ、生徒自ら問題解決できるような支援を心がけています。ご家庭でもお子さんの様子をよく観察され、小さな変化も見逃さないようご配慮ください。どんな些細なことでも、ご心配なことがありましたら、いつでもお知らせください。また、スクールカウンセラーによる相談日もありますので、ぜひ活用してください。
- 3 学校で発生したけがや病気については、学校で応急手当を行います。症状によっては、保護者の方に受診をお願いする場合があります。基本的には緊急連絡先に連絡をいたしますが、必ず連絡がとれる連絡先について、お子さんとよくご相談ください。また、緊急のけがや病気で保護者に連絡がつかない場合は、「保健管理票」を基にかかりつけの医療機関や救急隊に一任して搬送させていただきます。
- 4 独立行政法人日本スポーツ振興センター加入について
本校では全員加入制をとっております。学校管理下[登校・下校途中の事故(加害者のある交通事故は除く)、校外外における事故]において受けた災害で受診した場合、その医療費の総額が実費で1,500円(点数で500点)以上に対して給付金が支給されます。
 - (1) 共済掛金(年額) 1,800円(保護者負担額)
 - (2) 掛金の納入 毎年4月1回のみ納入(学校納入金に含む)学校管理下の事故で受診した場合には、学校(保健室)にご連絡ください。手続きに必要な書類をお渡します。

【村松高校について】

1 村松高等学校 スクールミッション及びスクールポリシー

スクール・ミッション（社会的役割等）
【地域と連携した教育活動を推進し、地域社会の未来を支える担い手を育成する学校】 ・地域の団体等と連携し、地域の企業や医療・看護・介護・福祉・教育等に関するキャリア教育を充実させて生徒の進路意識を醸成し、地域社会の未来を支える担い手を育成する。 ・敷地内に開校した五泉特別支援学校村松分校との交流により生徒支援の充実を図り、生徒同士が自他を尊重し、共に地域社会の未来を支えていく気持ちを育む。

スクール・ポリシー（三つの方針）
★グラデュエーション・ポリシー（育成を目指す資質・能力に関する方針）
～卒業までにこのような資質・能力を育みます～ ①自らの将来を具体的に思い描き、主体的に学ぶ力を育成します。 ②地域への愛着を持ち、社会貢献できる意欲と実践力を育成します。 ③社会のルールを守り、正しく判断し、行動できる力を育成します。 ④豊かな人間性を育み、自他の生命や人権を尊重する心を育成します。 ⑤多様な価値観を認め合い、他者と協働できる力を育成します。
★カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）
～上記の資質・能力を育成するため、このような教育活動を行います～ ①ICTの活用や少人数授業により、きめ細やかなわかりやすい授業を実施します。 ②地域の団体等と連携した地域探究やキャリア教育など、多くの体験活動を行います。 ③勤労観や職業観を早期に育成するために、インターンシップを実施します。 ④社会の一員としてのモラルやマナーを高めるため、人権教育、同和教育を推進します。 ⑤学校行事等を通じて県立五泉特別支援学校村松分校との積極的な交流を推進します。
★アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）
～このような生徒を求めています～ ①自分の進路や目標に向けて、日々努力することのできる生徒 ②地域について深く学び、将来、社会に貢献しようとする意欲をもった生徒 ③挨拶や礼儀、基本的な生活習慣を身につけ、前向きに高校生活を送ろうとする生徒 ④思いやりの心を持ち、自分や周りの人々を大切にできる生徒 ⑤校内外の諸活動において、多様な価値観を受け入れ、仲間と協力して取り組む生徒

2 学校沿革

明治44年.	3.21	設立認可、新潟県立村松中学校と称す
	4.20	徽章制定
	4.25	第1回入学式举行 入学者72名(2学級) (この日を創立記念日と制定)
大正2年.	3.31	新潟県立新発田中学校村松分校と称す(1学級募集)
	3年. 4. 1	独立認可、新潟県立村松中学校と称す
	5年. 3.15	第1回卒業式举行(卒業生39名)
	6年. 3.11	校旗樹立式举行
	7年. 4. 1	2学級募集
	10年. 4. 8	失火により本館・特別教室・校具の大部分を焼失
	11年. 4. 1	3学級募集
	6. 2	創立10周年記念式典並びに復旧落成式举行
昭和	6年.10.25	創立20周年記念式典举行
	16年.11. 5	創立30周年記念式典举行
	20年. 4. 1	4学級募集
	22年. 4. 1	学制改革により新制中学校を併設
	23年. 4. 1	学制改革により新潟県立村松高等学校と改称
	6. 1	定時制課程を併設(昼間部1学級募集)
	24年. 3.31	町立の新潟県村松女子高等学校の合併認可
	4. 1	定時制夜間部併置(昼夜2学級募集)
	25年. 4.11	全日制普通科5学級のほかに被服科1学級募集
	26年. 9.30	創立40周年記念式典举行
	30年. 4. 1	定時制課程(夜間部のみ)1学級募集
	37年. 4.25	創立50周年記念式典並びに体育館落成記念式举行
	38年. 4. 1	全日制普通科6学級
	40年. 4. 1	全日制普通科7学級
	41年. 4. 1	全日制普通科6学級
	43年.10.21	部室新築・屋外照明施設完成
	11.22	洋裁実習室増築
	45年. 3.31	体育館増築(附属室)
	46年. 3.31	被服整理実習室新築
	9. 23	創立60周年記念式典举行
	47年.12.15	柔剣道場新築落成
	49年. 3.30	特別教室棟新築落成
	50年. 3.31	普通教室棟(18教室)校長公舎新築落成
	51年. 1. 6	第二体育館新築落成
	52年. 3.31	家庭科棟改築、電気室新築落成
	53年. 3.31	管理棟改築、受水槽室新築落成

- 54年. 4. 1 定時制課程募集停止
11.12 音楽室改築落成
- 56年.10.27 創立70周年並びに校舎竣工記念式典挙行、記念事業の中庭完成
- 57年. 2.21 定時制閉課程記念式典挙行
3.31 定時制閉課程
12.23 多目的教室、地学教室新築落成
- 58年. 4. 1 全日制普通科7学級
- 59年. 4. 1 全日制普通科6学級
- 62年. 3.31 野球場拡張整備完成
- 63年. 9.30 グラウンド整備完成
- 平成 2年. 9.30 体育館改修完成
3年.10.10 創立80周年記念事業による雨天練習場完成
10.27 創立80周年記念式典挙行
4年. 4. 1 被服科募集停止
6年. 1.22 被服科閉科記念式典挙行
9年. 9. 9 グラウンド・野球場整備完成
10年. 1. 7 柔剣道場改修工事竣工
13年.10.28 創立90周年記念式典挙行
10.31 第二体育館大規模改修
14年.10.31 特別教室棟（理科棟）大規模改修・補強工事竣工
15年. 4. 1 全日制普通科5学級
17年. 9.30 普通教室棟他改修・補強建築工事竣工
18年. 2.24 大体育館耐震補強工事竣工
4. 1 全日制普通科4学級
9.29 特別教室棟（家庭科棟）他改修
19年.10.19 管理棟他改修工事竣工
20年. 3. 7 正門が国の登録有形文化財に登録
23年. 4. 1 全日制普通科3学級
8.10 創立100周年記念事業により普通教室にエアコン設置
10. 1 創立100周年記念式典挙行
27年.12.4 第二体育館耐震補強・大規模改修工事竣工
30年. 4. 1 全日制普通科2学級
11.30 格技場改修・補強建築工事竣工
- 令和3年.10.16 創立110周年記念式典挙行
4年. 4. 1 新潟県立五泉特別支援学校高等部が本校校舎内に移転
同校村松分校として開校
4年. 5. 16 五泉特別支援学校村松分校（村松高校特別教室他）改修工事竣工

3 新潟県立村松高等学校学則(抄)

第1章 総 則

(学則制定の趣旨)

第1条 この学則は、新潟県立学校管理運営に関する規則第2条に基づいて、本校の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(名称、位置、課程等)

第2条 本校の名称、位置、課程は、次のとおりとする。

名 称	位 置	課 程	学 科
新潟県立村松高等学校	五泉市村松	全日制	普通科

(定員)

第3条 本校の収容定員と生徒定数は、次のとおりとする。

課 程	修業年限	定 員
全日制	3 年	新潟県教育委員会(以下「委員会」という)の定めるところによる。

第2章 学年、学期、授業終始及び休業日

(学年、学期及び授業終始)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学年を分けて、次の3学期とする。

第1学期 4月1日から7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から3月31日まで

3 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

(休業日)

第5条 休業日は、次の表のとおりとする。

1	国民の祝日に関する法律に規定する休日
2	日曜日及び土曜日
3	学年始休業日 4月1日から4月6日まで
4	夏季休業日 7月26日から8月29日まで
5	冬季休業日 12月25日から1月6日まで
6	学年末休業日 3月20日から3月31日まで
7	新潟県公立高等学校入学者選抜の「学力検査(一般選抜)」が行われる日
8	その他校長が「委員会」の承認を得て定めた日

2 校長は、必要と認めた場合は、新潟県立学校管理運営に関する規則第8条第1項に示された範囲内において、前表の休業日を変更することができる。

3 校務の運営上、特に必要があると認めたときは、校長は、委員会の承認を得て、休業日を授業日とし、又は授業日を休業日とすることができる。

(臨時休業)

第6条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。

第3章 教育課程・授業日時数及び生徒の指導

(教育課程、授業日時数)

第7条 本校の教育課程と授業日時数は、学習指導要領の基準及び委員会が別に定める基準によって別表のとおりとする。

2 前項の別表は、毎学年の始めにおいて校長が定める。

(修学旅行)

第8条 宿泊を要する修学旅行を実施する場合は、在学中1回とし、5泊6日以内の旅行日数で行う。

(生徒心得)

第9条 生徒は、本校の定める生徒心得を守らなければならない。

(欠席、欠課等)

第10条 生徒が欠席、欠課、遅刻、早退等をする場合には、所定の手続きを経なければならない。

(対外行事への参加)

第11条 生徒が、文化、体育関係等の対外行事に参加する場合には、校長の許可を得なければならない。

(感染症予防の措置)

第12条 生徒が、感染症にかかり、又はかかるおそれがあるときは、校長は、その生徒の出席停止を命ずることができる。

第4章 成績の評価、単位の認定及び卒業

(成績評価、単位認定)

第13条 成績の評価、単位の認定は、学習指導要領の基準に基づいて、生徒の出席状況と平素の成績によって行う。

2 成績の評価、単位の認定については、校長が別に規程を定める。

(卒業証書及び単位修得証明書の授与)

第14条 校長は、本校所定の課程を修了したと認められた者には、卒業証書を授与する。

2 単位を認定したときは、校長は、必要に応じ所定の単位修得証明書を交付する。

第5章 入学、退学、転学、留学及び休学等

(入学資格)

第15条 本校に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- (2) 学校教育法施行規則第95条の各号の一に該当する者

(入学志願の手続)

第16条 入学を希望する者は、所定の入学願書に、入学考査料を添えて、出身学校長を経て、校長に願い出なければならない。

(入学者の選抜)

第17条 入学者の選抜は、校長が、これを行う。

- 2 選抜を行うにあたっては、出身学校長から送付された調査書その他必要な書類及び選抜のための学力検査の成績を資料とする。
- 3 学力検査は、委員会の定めるところによって行う。

(入学許可)

第18条 入学は、校長が、これを許可する。

(誓約書)

- 第19条 入学を許可された者は、入学後10日以内に、保護者が署名した所定の誓約書及び住民票を、校長に提出しなければならない。
ただし、入学を許可されたものが成年者の場合には、保護者の署名を要しない。

(保護者等)

- 第20条 第19条に規定する保護者とは、未成年者である生徒に対して親権を行う者、親権を行う者がいないときは、後見人で、本校に対して、生徒に関するいっさいの責任を負うことができる者をいう。
- 2 生徒が成年年齢に達するまで保護者であった者は、生徒が成年年齢に達した後も引き続き学校と連携し、生徒の健全育成に努めるものとする。
 - 3 生徒又は保護者(前項に定める者を含む。)が、住所又は氏名等を変更したときは、すみやかに校長に届け出なければならない。

(転学)

- 第21条 生徒が、転学しようとするときは、保護者は、所定の転学願を校長に提出しなければならない。
- 2 校長は、他の高等学校から転学(転入)を志望する生徒があるときは、教育上に支障がなく、かつ、本校生徒として適当と認めた場合にこれを許可する。

(留学)

- 第22条 生徒が外国の高等学校に留学しようとするときは、保護者は、所定の留学願を校長に提出して、その許可を得なければならない。
- 2 前項の願い出のあったときは、校長は、教育上有益と認めた場合には、留学を許可することができる。
 - 3 校長は、第13条第1項の規定にかかわらず、前項により留学を許可された生徒について、外国の高等学校における履修を本校における履修とみなし36単位を越えない範囲で単位の修得を認定することができる。
 - 4 校長は、前項の規定により、単位の修得を認定した生徒について、第4条第1項に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。

(休学)

- 第23条 生徒が、病気その他やむを得ない事由によって、休学しようとするとき保護者は、所定の休学願を校長に提出しなければならない。
- 2 前項の願い出のあったときは、校長が適当と認めた場合、1月以上1年以内の期間で、休学を許可するものとする。
 - 3 休学が1年を超えた場合は、自然退学とする。ただし、校長が必要と認めた場合は引き続き休学を許可することがある。

(復学)

- 第24条 休学中の生徒が、復学しようとするときは、保護者は、所定の復学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(退学及び再入学)

- 第25条 生徒が退学しようとするときは、保護者は、所定の退学願を校長に提出してその許可を得なければならない。
- 2 いったん退学した生徒の再入学は、退学後1年以内に願い出て、しかも再入学の理由を校長が適当と認めたときに限り、原学年以下に入学を許可する。

(成年者に係る手続)

- 第26条 生徒が成年者である場合における第21条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「保護者」とあるのは「当該生徒」と読み替えるものとする。

(編入学)

- 第27条 第1学年の途中又は第2学年以上に編入学を志望するものがある場合には、その者が、相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があり、かつ、校長が本校生徒として適当と認めたときに、これを許可する。

第6章 生徒の表彰及び懲戒

(表彰)

- 第28条 校長は、学業、人物その他について優秀な生徒を表彰することがある。
2 表彰規程は、別に定める。

(懲戒)

- 第29条 校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒に懲戒処分を行う。
2 前項の懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。
3 第2項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うものとする。
(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
(3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
(4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者
4 第2項の停学は、性行不良であって他の生徒の教育に妨げがあると認められる生徒に対して行うものとする。
5 第2項の訓告は、教育上必要があると認められる生徒に対して行うものとする。

第7章 校務分掌 (略)

第8章 授業料、入学料及び入学考査料

(授業料、入学料及び入学考査料)

- 第31条 授業料、入学料及び入学考査料の徴収は、新潟県立学校条例（以下「県立学校条例」という）の定めるところによる。

(授業料未納者等に対する措置)

- 第32条 授業料又は入学料（以下「授業料等」という。）の未納者に対する出席停止又は除籍措置は、新潟県立学校管理運営に関する規則に定めるところによる。

(授業料、入学料の減免)

- 第33条 授業料、入学料の減免は、県立学校条例に定めるところによる。

附 則 (略)

4 生徒心得

1 校規校則の遵守

- 1) 本校生徒は、要領・実践項目の趣旨に従い行動すること。
- 2) 本校生徒は、学校において定められた規定・規律・生徒会規則を守ること。

2 礼儀

礼儀とは、お互いの人格を尊重し、自己の品位を高め、集団生活を円滑にするための基本であり、日常の態度・言動は節度を保ち、敬愛と親愛の心が表れるものでなければならない。

3 服装・容姿

服装・容姿は、常に清潔であり、自己の品位を高めるように心がけなければならない。

- 1) 登下校時および本校生徒として校外活動に参加する場合には制服を着用すること。
- 2) 登下校時の履物は靴とし、内履きについては別に定められた規定に従うこと。
- 3) 髪は清潔にして高校生らしく整えること。パーマ・染色・脱色等しないこと。
- 4) 装飾品や化粧は禁止する。
- 5) 制服は下記の通りとする。

【男子】ブレザー、スラックス、ワイシャツ、ネクタイ、（学校指定のベスト）

【女子】ブレザー、スカート（またはスラックス）、ブラウス、リボン、
（学校指定のベスト）

ただし、原則として6月～9月は夏季略装とし、次の通りとする。

【男子】ワイシャツ、スラックス、（学校指定のベスト）

【女子】ブラウス、スカート（またはスラックス）、（学校指定のベスト）

4 風紀

- 1) 携帯電話・スマートフォン等は、授業・学校行事の間など、教育活動の間は使用を禁止する。
- 2) 携帯電話・スマートフォン等によるSNS・インターネット等の不正利用を禁止する。
（例）不正使用：SNS・インターネットによる他者への誹謗中傷・からかい、
個人情報の拡散（写真等の画像を含む）、性非行のための利用等。
- 3) 金銭・物品は貸借しないこと。
- 4) 学校の建物・器具等は丁寧に取り扱い、校舎・器具等を破損したときは、直ちに学校に申し出て、指示を受けること。
- 5) アルバイトを希望する生徒は、保護者と十分に相談し承諾を得て、所定の「アルバイト届」を提出すること。ただし、下記の事項に該当する場合は許可しない。
ア 学業等、高校生活に支障があると判断したとき。
イ 労働基準法などの法令に違反する場合。なお、具体的な内容は以下のとおり。
 - ① 深夜時間帯（午後10時から翌日の午前5時まで）に働くこと。
 - ② 飲酒を主とする店（居酒屋など）で働くこと。
 - ③ 遊技場で働くこと（バー・クラブなど）。
 - ④ 危険または有害な業務で働くこと。
例：重量物の取り扱い、足場の業務など
 - ⑤ 喫煙する人が多く、受動喫煙を防ぐことができない職場で働くこと。※その他、判断できない場合は、必ず事前に学校に相談すること。
- 6) 下記の事項は厳禁である。
ア 喫煙・飲酒（ニコチンを含まない電子タバコ・ノンアルコール飲料なども禁止する）（喫煙・飲酒の場への同席も厳禁）

- イ いじめ・暴力（いじめ・暴力を受けたときや、目撃したときは直ちに教師に届け出る）
- ウ 生徒として不適当な場所への立ち入り
- エ 深夜の外出・無断外泊
- オ その他本校生徒としての本分に反する行為

5 恋愛による交際

恋愛による交際は、互いの人権を尊重するものでなければならない。

6 登下校

- 1) 生徒は、定められた登下校時刻を守る。
- 2) 生徒は、生徒昇降口から出入りする。
- 3) 登校後は、放課後まで無断で校外に出ない。
- 4) やむを得ない用件で外出する場合は、学級担任の許可を得る。

7 欠課・欠席・遅刻・早退

- 1) 病気やその他の理由で欠席や欠課をするときは、学級担任に届け出る。
- 2) 登校後に欠課・早退をするときは、学級担任の許可を得る。
- 3) 遅刻したときは、学級担任にその理由を届ける。

8 交通

1) 通学

- ア 自転車・原付バイク通学生は、交通法規を守り安全に十分注意するとともに、通学前に所定の手続きで許可を得る。
- イ 通学に使用する自転車・原付バイクには、学校所定のステッカーを添付し、指定された場所へ駐輪・駐車すること。
- ウ 原付バイク通学については、1年生からとし、所定の「許可願」受理後、原付バイク実技講習などを受講し、審査の上、許可する。

2) 運転免許の取得等

ア 原付

- ・免許の取得は、1年次の入学時から許可する。
- ・免許取得後、「取得届」を提出すること。

イ 自動二輪車

- ・免許の取得を禁止する。（免許取得のための自動車学校通校も禁止）
- ・保護者が運転する場合を除いて、同乗することを禁止する。

ウ 普通自動車

- ・免許の取得のための自動車学校通校、および免許の取得は、3年生の夏休みから許可する。
- ・自動車学校に通う場合は「通学願」を提出すること。
- ・免許取得後、「取得届」を提出すること。
- ・免許取得後の自動車の運転については、事故のおそれがあることから、在学中は運転しないこと。

エ 電動キックボード等（道路交通法が定める「特定小型原動機付自転車」）

- ・電動キックボード等による通学は禁止する。

9 休業中の注意

- 1) 日常の生活は「生徒心得」によること。
- 2) 泊を伴う旅行等については、保護者の同意を得ること。
- 3) 海外旅行をする場合は、学校に届け出る。

10 保健・衛生・美化

- 1) 校舎内外の清掃・美化・清潔な学習環境づくりにつとめること。
- 2) 感染症の予防及び取り扱いについては、学校の指示に従うこと。

11 政治活動

選挙活動及び政治的活動については、関係する法律を遵守するとともに、本校生徒としての自覚を持って行う。

12 生徒心得の点検・見直しの手続き

生徒心得の点検・見直しは、教職員が行なったのち、生徒・保護者・市民の意見を聴取してから校長が決裁して確定される。具体的な手続きは、原則以下の通り。（変更の場合あり）

1) 教職員

- ① 生徒指導部 : 4～9月に検討し、「見直しの原案」（以下「原案」）を作成
 - ② 職員会議 : 10月の職員会議で、生徒指導部より原案を提案
11月の職員会議で、原案を検討し決定
- 2) 市民 : 12月の「学校評議員会 兼 地域の声を聞く会」で、原案を検討し了承を頂く。
 - 3) 保護者 : 2月のPTA理事会で、原案を検討し了承を頂く。
(翌年5月のPTA総会のさい検討結果を報告)
 - 4) 生徒 : 2月の臨時生徒総会で、原案を検討し了承を得る。
 - 5) 校長 : 3月の職員会議で決裁し、正式決定する。

なお、次の1または2の場合、生徒指導部が可決・議決された原案を、職員会議に提案する。その後の手続きは、上記1) ②以下に準じる。

- 1 臥龍会（生徒会）の評議委員会が、各クラスの評議委員を通じて生徒の意見を集約して、議決・決定した原案を、生徒会長が生徒総会に上程し、生徒総会で過半数の賛成を得て可決したとき。
- 2 「PTA総会」「学校評議員会」「地域の声を聞く会」から、それぞれの機関で議決・決定した原案が、校長に提案されたとき。

【村松高等学校「生徒心得」制定の意義と背景】

要 領

- 1 本校生徒は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として真理と正義を愛し、個人の価値を尊び、勤労と責任を重んずること。
- 2 本校生徒は、自主的精神を養い、健康な身体を作り、相互の敬愛と協力によって文化の創造と発展に貢献すること。

実践項目

公正信義 敬愛協力 自律責任 健康明朗 勤勉向上

5 村松高等学校臥龍会会則

〔前文〕我々生徒は、健全な人間像完成のために、教養を深め、身体情操の正しい発達に努め、かつその自治活動力を養成し、個性の伸長を願うものである。我等村松高等学校の生徒は、この目的遂行のために、臥龍会会則を制定する。

第1章 総 則

第1条 本会は新潟県立村松高等学校臥龍会と称する。

第2条 本会の目的は、会員の自治活動を通じて校風の発揚と会員の福利向上をはかり、会員の趣味を豊かにし、個性の伸長を目指し、社会の形成者としての人間を完成しようとするものである。

第3条 本会は在校生徒全員を会員とし、全職員の指導を受けるものとする。

第2章 機 関

第4条 本会は次の機関を置く。

- 1 生徒総会
- 2 評議委員会

第5条 本会は次の執行機関を置く。

- 1 会長
- 2 執行委員会
- 3 行事委員会（臨時）
- 4 拡大執行委員会
 - ・ 図書委員会
 - ・ 保健・環境委員会
 - ・ 広報委員会
 - ・ 放送委員会
- 5 選挙管理委員会

第3章 役員・委員

第6条 本会運営のため、次の役員を置き、任期を1カ年とする。

- | | | |
|---|----------|----|
| 1 | 会長 | 1名 |
| 2 | 副会長 | 2名 |
| 3 | 執行委員 | 数名 |
| 4 | 評議委員会議長 | 1名 |
| 5 | 図書委員長 | 1名 |
| 6 | 保健・環境委員長 | 1名 |
| 7 | 広報委員長 | 1名 |
| 8 | 放送委員長 | 1名 |
| 9 | 選挙管理委員長 | 1名 |

第7条 本会運営のため、次のホームルーム選出の委員を置き、任期を1カ年とする。

- | | | |
|---|---------|----|
| 1 | 評議委員 | 1名 |
| 2 | 図書委員 | 1名 |
| 3 | 保健・環境委員 | 1名 |
| 4 | 広報委員 | 1名 |
| 5 | 放送委員 | 1名 |
| 6 | 選挙管理委員 | 1名 |

第4章 各機関とその役割

- 第8条 〔生徒総会〕生徒総会は本会最高の決議機関であり、全会員の3分の2以上の出席をもって成立し、その議決事項は他のあらゆる議決に優先する。
- 2 総会は、年間活動計画、予算・決算の承認、会則の改正その他の重要事項の審議決定を行う。
 - 3 総会の開会に当たっては、会長が仮議長となり、議長団の選出を行った上で議事に入るものとする。
 - 4 定期総会は各年度に1回開き、臨時総会は、会長または評議委員が必要と認めたとき、および会員の5分の1以上の請求があったとき、これを開くものとする。

5 議決は、総会出席者の過半数をもって成立する。

第9条 〔評議委員会〕本委員会は総会に次ぐ議決機関であり、会長及び各ホームルームからの提案事項などを審議する。

2 総会に上程される年間活動計画、予算、決算、会則改正などの議案は、本委員会審議を経なければならぬ。

3 本委員会の専決事項は、各行事実施計画、応援活動実施計画、各種内規類の制定、クラブ・同好会の設置と廃止などとする。

4 本委員会は、各ホームルームより1名宛選出された評議委員をもって構成し、必要に応じて議長がこれを召集する。なお、評議委員の代理出席は認める。

5 会長・副会長は、本委員会への出席の義務を負い、執行委員は必要に応じて出席するものとする。ただし、議決権は持たない。

第10条 〔評議委員会議長及び副議長〕議長は評議委員の互選によって選出し、議事の運営に当たる。

2 議長は、評議委員の中から2名の副議長を委嘱することができる。

3 副議長は議事の運営を助ける。

第11条 〔会長〕会長は代表者として、本会を統括する。

2 会長は各執行機関を統括し、総会及び評議委員会へ議案を上程する。

第12条 〔副会長〕副会長は会長を補佐し、会長不在のときその任務を代行する。

第13条 〔執行委員会〕本委員会は、会長・副会長2名・執行委員（数名）をもって構成し、会長がこれを統括する。

2 本委員会は、生徒会活動全般の計画・立案及び関連業務を行う。

3 本委員会の議決事項の執行は、評議委員会の承認を経て行う。

第14条 〔拡大執行委員会〕本委員会は、会長、副会長、執行委員、図書委員長、保健・環境委員長、広報委員長、放送委員長によって構成し、会長がこれを統括する。

2 本委員会は、関連部門の活動の連絡調整を行う。

第15条 〔執行委員〕執行委員は、会長が指名し、総会において出席者の2分の1以上の承認を得る。

2 執行委員は、生徒会活動全般の計画・立案に参画するとともに、庶務を担当する。

3 庶務は、諸記録・書類手続きの管理、諸会合の設営、広報諸連絡、議案書の作成などを行う。

第16条 〔行事委員会〕本委員会は、行事ごとに臨時に設置し、その委員の選出は、会長の任命とする。

2 本委員会は、年間行事計画にもとづく諸行事を企画実行する。

3 本委員会の作成した原案は、執行委員会を経て、評議委員会の承認ののち実行する。

4 行事委員長は、随時本委員会を招集し、統括する。

第17条 〔図書委員会、図書委員長〕本委員会は、各ホームルームより1名宛選出された委員をもって構成する。

2 本委員会は、学校図書館の運営に協力し、会員相互の教養向上をはかることを目的として、図書利用に関する活動を企画、実行する。

3 図書委員長は、随時本委員会を招集し、統括する。

第18条 〔保健・環境委員会、保健・環境委員長〕本委員会は、各ホームルームより1名宛選出された委員をもって構成する。

2 本委員会は、学校の保健指導に協力し、学校生活における保健活動を企画・実行する。また、学校内の美化を強化し、生徒の美化に対する関心を高め、校内生活における生徒の規律の向上を活動目的とする。

3 保健・環境委員長は、随時本委員会を招集し、統括する。

第19条 〔広報委員会、広報委員長〕本委員会は、各ホームルームより1名宛選出された委員をもって構成し、会誌・放送とに分ける。

2 会誌は、学校生活における新聞・会誌に関する活動を企画・実行する。

3 広報委員長は、随時本委員会を統括する。

- 第20条 〔放送委員会、放送委員長〕本委員会は、各ホームルームより1名宛選出された委員をもって構成する。
- 2 本委員会は、学校生活における放送活動を企画・実行する。なお、学校の視聴覚指導のもとに、その設備を活用し、会員の生活厚生に資する活動を行うことができる。
 - 3 放送委員長は、随時本委員会を招集し、統括する。

- 第21条 〔選挙管理委員会、選挙管理委員長〕本委員会は、各ホームルームより1名宛選出された委員をもって構成する。
- 2 本委員会は、役員・委員などの選出に関する事務を行う。
 - 3 選挙管理委員長は、委員内の互選によって1名選出する。
 - 4 選挙管理委員長は、必要に応じて本部会を招集し、選挙事務を企画・実行する。

第5章 会 計

- 第22条 本会の会計年度は、本校の学年度による。
- 第23条 本会の経費は、会員の会費をもってこれにあてる。ただし、その金額は総会において決定する。
- 第24条 本会の予算・決算は、執行委員会・評議委員会を経て、総会で承認・決定する。
- 第25条 本会の予算・決算及び通常の出納事務に関する細則は、内規として別に定める。

第6章 選 挙

- 第26条 本会員は入会后各機関の選挙権及び被選挙権を有する。
- 第27条 本会の役員・委員などの選挙に関する事務は、選挙管理委員会が行う。
- 第28条 〔会長・副会長の選挙〕当該役員選挙は、原則として11月に行う。ただし、3年生の被選挙権は認めない。
- 2 選出は、全会員の無記名投票によって行う。
 - 3 立候補者は推薦制とし、責任者を定めて届け出るものとする。
 - 4 当選は有効投票の過半数以上の得票を必要とし、これに満たないときは、上位2名による決選投票によって決する。
 - 5 立候補者が無競争の場合は、信任投票を受け、有効投票の過半数以上の得票をもって当選とする。
 - 6 やむを得ず立候補者を欠いた場合は、会長の判断において、評議委員の中から互選によって候補者を立てることができる。
 - 7 選挙の立会人は、立候補者の責任者がこれに当たる。
- 第29条 〔図書、保健・環境、広報、放送、環境各委員長の選挙〕当該委員長の選出は各委員内の互選によって1名を選ぶ。
- 第30条 〔各ホームルーム選出委員の選挙〕各ホームルームにおいては、年度初め1週間以内に選挙管理委員を選出し、選挙管理委員会の指示のもとに、第7条の規定する各委員の選出を行う。
- 第31条 〔役員・委員の辞任〕会長・副会長・執行委員の辞任は、評議委員会が辞表を受理し、総会において出席者の3分の2以上の承認を得て成立する。
- 2 体育部・文化部各部長の辞任は、評議委員会が辞表を受理し、各部クラブ長の3分の2以上の承認を得て成立する。
- 第32条 〔リコール〕役員が任期中に不適合と認められたとき、3分の1以上の会員の発議で全会員による信任投票を請求することができる。
- 第33条 〔役員・委員の補充〕リコールその他の理由で、役員及び委員などに欠員を生じた場合は、ただちに補充選挙を行う。
- 第34条 〔各クラブ・同好会の部長の選挙〕各クラブ・同好会の部長は、所属部員の互選によってこれを選び、会長に届け出る。
- 第35条 選挙管理委員会は、選挙に関する内規を別に定めることができる。

第7章 クラブ・同好会

第36条〔クラブ・同好会の設置基準〕本会はその目的達成のために、体育部クラブ・文化部クラブ及び各同好会を設置する。

2 各クラブ及び同好会は、校内において、恒常的または定期的に活動することを原則とする。

3 クラブは、次の条件を具備するものとする。

ア 活動計画にもとづく、予算請求権を持つ。

イ 対外活動を、学校または本会の名において行うことができる。

4 同好会は、次の条件を具備するものとする。

ア 予算請求権を持たず、財務関係内規に従って、活動補助を受けることができる。

イ 対外的活動を、学校または本会の名において行うことができる。

ウ 所属する各部会の部長選出権を持たない。

エ 原則として、クラブへ昇格する過渡的組織体としての性格を持つ。

第37条〔クラブ・同好会の運営〕各クラブ・同好会には、部長1名、必要に応じて副部長・会計係・マネージャーなど若干名を置き、その運営に関する総括的な事務を行う。

2 各クラブ・同好会は、年間活動計画及び活動経過報告を会長に提出し、規定に従ってそれに伴う予算配当または経費補助を受けるものとする。

3 各クラブは、会計帳簿を整備して、年度末に会長に提出しなければならない。

第38条〔クラブ昇格と同好会新設〕同好会の新設請求は、新設予定の同好会の責任者が専門的指導が可能な顧問の内諾を経て、同好会設立願いを評議委員会に提出する。評議委員会が適当と認めた場合、その新設を認める。なお、人数の制限はない。

2 同好会のクラブ昇格の請求は、同好会として原則2年以上の活動実績を有する場合、クラブ昇格願いを評議委員会に提出する。評議委員会が適当と認めた場合、その昇格を認める。

第39条〔クラブ降格と同好会の廃止〕各クラブ・同好会の降格及び廃止については、会長が次の事項にもとづいてこれを検討し、評議委員会がやむを得ないと判断したとき、当該クラブ・同好会の顧問教師と協議の上、年度初めにこれを決定し、公示する。

ア 前年度の活動がほとんど行われていない場合

イ 人員が著しく減少したとき

ウ 責任者が不明のとき

エ 前年度の活動報告及び会計帳簿が提出されなかったとき

第8章 会議の傍聴

第40条 会員は、各会議の議事を傍聴することができる。
ただし、議事の妨害があれば、議長または司会者は、これを退席させることができる。

第9章 顧問

第41条 顧問には本校教職員が当たり、本会活動について、随時指導助言を行う。

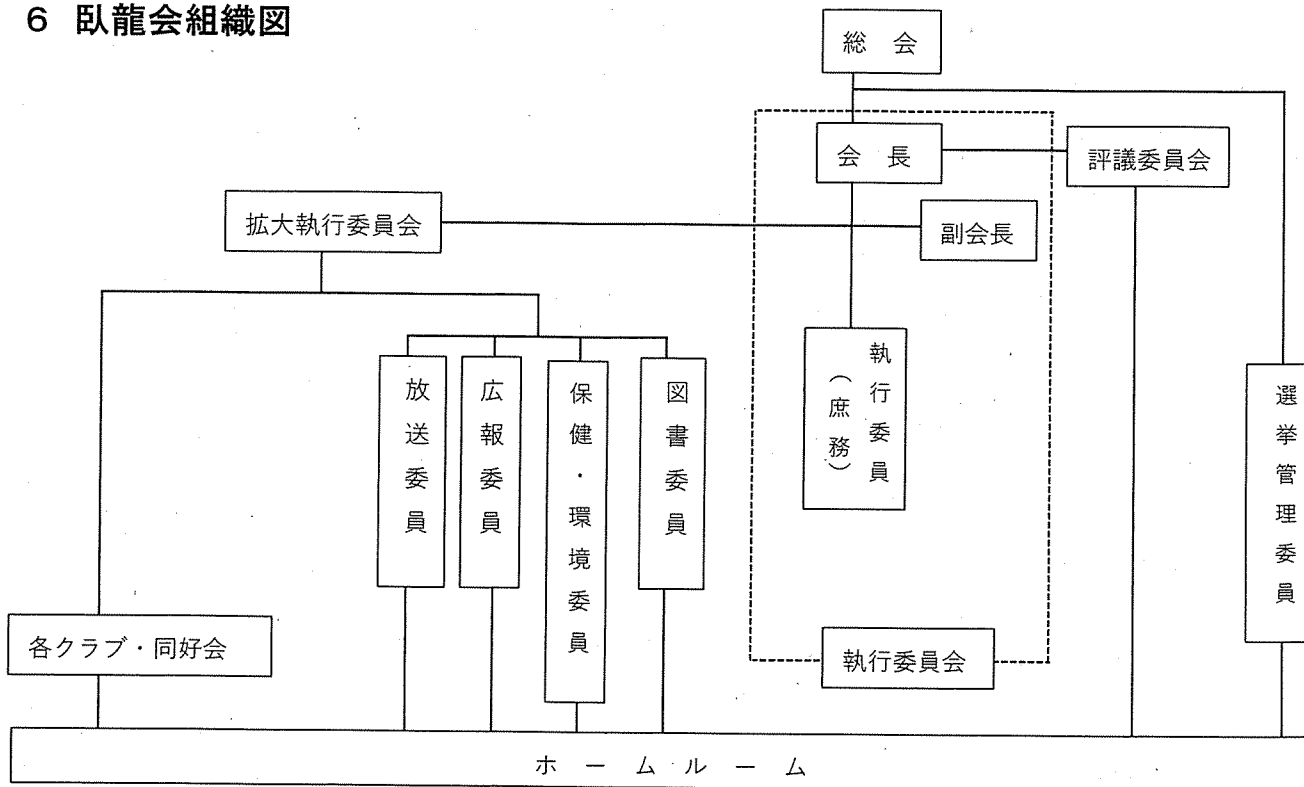
第10章 会則改正

第42条 会則改正の原案は、執行委員会において作成し、評議委員会の議決を経て、会長がこれを総会に上程する。

2 改正案の成立には、総会出席者の3分の2以上の賛成をしなければならない。

付 則 (略)

6 臥龍会組織図



- | | | | | | | | | | | |
|----------|-------|------|---------|----|----|---------|--------|----------|-----------|-----|
| ○クラブ・同好会 | (体育部) | 陸上競技 | (文化部) | | | | (同好会) | | | |
| | | | 美術・イラスト | 華道 | 茶道 | インターアクト | バレーボール | バスケットボール | バドミントン・卓球 | カメラ |

みどりこき がりゅうがおかに とどろくは
いざさけべ わここのほこり わななける

われらがかんこ わここの たかなるらしお
ちからのかいな みよやきみ かんきのむねに

な たえつつ はるのひめぐる
かがやくは とわのしょうり

あまねく - てらす あま - つひの
ひかりを - あ - びて としどしに のひてし
- やまぬ わか - まつの とせわの - しさう
いや - かたき がくと われらの あるとと
ろ めいろの わせみ なせり

校歌

榎馬野風 作詞
中山晋平 作曲

一 昔く照らす天つ日の
光を浴びて年々に
伸びてしやまぬ若松の
ときわの志操いや堅き
学徒われらの在るところ
明朗の和気みなざれり

二 見よ質実に清純に
進取の生気湧き溢れ
文化の花の咲くところ
希望は常に輝ける
道に我らを進ましむ
努めなんいざもるともに

第一応援歌

(緑濃き臥龍ヶ丘に)

一、緑濃き臥龍ヶ丘に
轟くは我等が歓呼
若人の高鳴る血潮
たたえつゝ春の日廻る

二、いざ叫べ若人の誇り
わななける力の腕
見よや君歓喜の胸に
輝くは永久の勝利

7 校舎平面図

